

平成 30 年 4 月 10 日

神奈川県所管域に所在する
(介護予防) 訪問看護事業者 殿

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部
介護サービス担当課長

平成 30 年度介護報酬改定に係る加算 (減算) 届の取扱いについて

日ごろから、介護保険サービスの適正な提供にご尽力いただき誠にありがとうございます。
高齢福祉課在宅サービスグループ所管のサービスに係る平成 30 年 4 月 1 日以降の加算届の取扱いについては、平成 30 年 4 月 4 日にお知らせしましたが、改めて、次のとおりお知らせします。
なお、**地域区分の変更及び新規に創設された加算を算定しない場合、既存の加算を新たに算定しない場合は、加算届の提出は不要**です。
留意事項をよくご参照の上、対応願います。

【加算届が必要な事業所及び提出期限】 (地域区分の変更は届出不要)

- 既に看護体制強化加算を算定している事業所 (要件が変更になったため)
提出期限：平成 30 年 4 月 23 日 (月) 【消印有効】 (今回追加分)
※従来からの加算も併せて届出する場合は、看護体制強化加算の提出期限と同日とします。
- 看護体制強化加算 (I) (II)、介護予防訪問看護における看護体制強化加算を新規に算定する事業所
提出期限：平成 30 年 4 月 23 日 (月) 【消印有効】 (今回追加分)
※従来からの加算も併せて届出する場合は、看護体制強化加算の提出期限と同日とします。
- 従来からの加算を新たに算定する事業所
提出期限：平成 30 年 4 月 16 日 (月) 【消印有効】 (4 月 4 日の通知どおり)

1 加算届の受付について

(1) 提出書類

提出書類	
ア	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
イ	介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
ウ	加算届管理表
エ	加算等チェック表及び誓約書 (各加算に応じたもの)
オ	加算 (減算) の種類に応じた所定の添付書類
カ	返信用封筒

(2) 提出方法 郵送

(3) 提出先 〒231-8588 横浜市中区日本大通 1
神奈川県高齢福祉課 加算届係

(4) 加算届出書等の様式

介護情報サービスかながわ
→書式ライブラリー

→3. 加算届 <http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib.asp?topid=4>

→4. 訪問看護

2 新設の加算（減算）における添付書類

内容	提出方法	必要書類		備考
		届出用紙	添付書類	
看護体制強化加算 (I)、(II)	郵送	<ul style="list-style-type: none"> ・加算届出書 ・体制等状況一覧表 ・加算届管理票 	<ul style="list-style-type: none"> ・チェック表及び誓約書 ・返信用封筒 	(I)、(II)のいずれかしか算定できません。
看護体制強化加算 (介護予防訪問看護)	郵送	<ul style="list-style-type: none"> ・加算届出書 ・体制等状況一覧表 ・加算届管理表 	<ul style="list-style-type: none"> ・チェック表及び誓約書 ・返信用封筒 	

【留意事項】

- 1 加算（減算）届の添付書類であるチェック表及び誓約書等は、既存の加算で新たに取得するもの及び上記2の加算に係るもののみを提出してください。
- 2 各加算（減算）の要件や計算方法等はチェック表及び誓約書等で確認できます。
- 3 「平成30年度介護報酬改定に係るQ&Aについて」を、書式ライブラリー内「18. 平成30年4月介護保険制度改正・介護報酬改定」に掲載していますのでご確認ください。
- 4 今回の加算（減算）届に係る受理書は、提出いただいた書類の審査を行い、審査が終了したもののから順次、返送する予定です。当方から受理書の返送がなくとも、届出を提出しているものであれば、4月1日から算定が可能です。
ただし、審査の結果、算定要件を満たしていないことが確認された場合については、4月1日に遡って、加算を取り下げてください。
- 5 報酬改定に係るお問合せは、従前から、FAXでお寄せくださるようお願いしています。電話によるお問合せは受け付けておりません。（FAX送信先：045-210-8866）
準備が整ったものから順次、介護情報サービスかながわに掲載しています。

問合せ先
 高齢福祉課在宅サービスグループ
 電話 045-210-4824